## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 及川 幸子

1 日時

平成17年8月3日(水曜日) 午前10時5分開会、午後0時5分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

及川幸子委員長、工藤勝子副委員長、伊藤勢至委員、阿部敏雄委員、 新居田弘文委員、関根敏伸委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、 高橋雪文委員、田村正彦委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

安藤担当書記、八重樫担当書記、晴山併任書記、大越併任書記

6 説明のため出席した者

橋本県土整備部長、清水県土整備企画室長、小田島道路都市担当技監、 西畑河川港湾担当技監、小野参事兼建設技術振興課総括課長、 海野技術参事兼道路建設課総括課長、渡邊企画担当課長、佐藤管理担当課長、 旭澤用地担当課長、沢口技術企画指導担当課長、沼崎農林道担当課長、 畠山道路環境課総括課長、佐藤河川課総括課長、若林河川開発担当課長、 佐藤砂防災害課総括課長、平井都市計画課総括課長、大矢まちづくり担当課長、 大久保下水環境課総括課長、澤口建築住宅課総括課長、鈴木建築指導担当課長、 岡田営繕担当課長、高橋港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

なし

- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案審查 [県土整備部関係] 議案第1号 平成17年度岩手県一般会計補正予算(第2号)
  - (2) 継続調査 [県土整備部関係] 「県内建設業の現状と課題について」
  - (3) その他

委員会調査について

- 9 議事の内容
- 及川幸子委員長 ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行ないます。

はじめに、議案の審査を行ないます。議案第1号平成17年度岩手県一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○清水県土整備企画室長 議案第1号平成17年度岩手県一般会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案(その1)の2ページをお開き願います。

第1表債務負担行為補正変更事項欄の道路改築事業でありますが、これは一般国道 455 号 北山トンネル築造工事において、掘削作業中のトンネルに変状を来し、地表面の一部に陥没 が発生いたしましたことから、今後残る工事区間の施工について、このようなことがないよ うに工事を進めるため、トンネル掘削の補助工法を追加する必要が生じたものであります。 この設計変更により工事期間の延長と所要額の増額が見込まれることから、表に掲げて おります期間及び限度額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○柳村岩見委員 今御説明のあった、一般国道 455 号北山トンネル築造工事については、県が長年にわたって、もちろん御苦労も伴いながら工事に着工されているものであります。その観点と、陥没の事故があったわけでありますが、その以後も地域の自治会代表者の方からも安全を確保しながら工事が進捗するようにと、こういう声も聞いておりますから、そういう点について立つにいたしましても、債務負担行為の額が 17 億 6,000 万円と、こういう多額なものになります。補助工法を施す必要ができたと、こういうことでありますが、そこの補助工法の中身はどのように見積もられたのか。よって、こうなるのだということについて、やはり当委員会では、一委員としてきちんとそこはお聞きしておかないとならないと、こんなふうに思うところであります。それが 1 点です。

それから、その見積もりの過程において3億という掘削が容易であるということによって3億。これ陥没事故が起きなかったら、この話は存在をすることになったのか、存在しないでずらっといく話だったのか。陥没事故が起きたのでよく精査したら掘りやすいので、掘り進めやすい分だけ減額になります。補助工法によって加えられる工事があるので、このぐらい足されますと、こんな話になるのか。そうすると、陥没事故がなかったら3億というのは、現れた話になるのか、現れないでいってしまう話だったのかというのが素朴な質問になります。

それから、地質調査において、今の日本におけるトンネル工事は、工事にかかる前にこのように調査するのがマニュアルであると、これがベターであると、経済的にもそれが妥当と

いうことでやったということであります。やったということで、何か本会議場における質疑を聞いていますと、やるべきことはやったので、やったと。予測ができなかった、予測を超えることであったという話で終わるのは、ちょっと仕事をやっている皆さんにとってはまずいのではないかと。マニュアルに沿ってきちんとやりました。しかし、こういうことが起きた。それは、やっぱりよくない。幾らマニュアルどおりやろうと、結果として陥没が起きた。予測ができなくても起きたのです。それは、民間の方が所有する土地において、そういうことが起きたということですけれども、幾ら丁寧にマニュアルどおりに調査してから工事にかかりました、だから、余り責任はない、しようがなかった、分からなかった、ということで済まさないように。やはりきちんと今、日本におけるトンネル工事にかかるときの地質調査についてきちんとやりました。しかし、予測を立てることができなかったことは遺憾であると、非常に残念であるという話にならないと、仕事をやる皆さんの進化論ができない。要するに、こういう工事に際するときの工夫とか、注意深さとか、いろいろそういうことが進化しないので、やることはやったのだけれども、やっぱりあったということはよくないということですから、そういうことをきちんととらまえておかないといけない、こういった観点についてお話を伺いたいと思います。

- ○海野技術参事兼道路建設課総括課長 説明する際に、若干資料を用意してきましたので、 それを配付した上で説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ○及川幸子委員長 柳村委員、よろしいでしょうか。
- ○柳村岩見委員 なおさら結構であります。
- ○及川幸子委員長 はい。それでは、そういうことで。 (資料配付)
- ○海野技術参事兼道路建設課総括課長 それでは、説明いたします。

まず、補助工法の関係でございます。なお、配付いたしました資料の裏側に、トンネル掘削の補助工法という図がございます。いずれ補助工法につきましては、掘削作業上の安全確保のためのもので、標準的な場合は支保工、それから吹付けコンクリート、ロックボルトを組み合わせて掘削していくわけでございますけれども、今回のトンネルの場合、非常に地質が悪いということで、ここにお示ししてありますように、まず掘進方向というところの方向を見ていただきますと、上の方にAGFという、注入式長尺先受け工法というパイルを進行方向に向けて差し込むようにボーリングして、それに長尺鋼管を差し込んで、それからシリカレジンという薬注をすると。そして、その上の方を固めると。土が崩落しないような形に固めて、それから掘削するというのが、通常今進めているものでございます。さらに側壁、脚の部分、下の方ですが、ここが弱い場合につきましては、左下の方にありますけれども、レッグパイルという、これは横の方に差し込みまして、やはりシリカレジンを注入して、土を固めて、脚、地盤を固めて沈下等を防止するというふうな形で進めてございます。

それから、ウイングリブ付支保工というのがあるのですが、これは掘削の際、トンネル全体を一気に掘るのではなくて、上の部分、約半分強を最初に掘るわけですけれども、そうし

たら鋼製支保という鋼製のH鋼の枠を入れるのですが、その際に支保の端の部分にウイングリブというか、設置面を大きくして沈下をある程度防ぐというふうな形で進めるというふうな、こういう上からの崩落を防止するものと、それから下に対する沈下に対してある程度強度を高めるというふうなやり方で、補助工法を今考えているところでございます。

それから、これはあくまでも掘削の際の補助工法という形ですけれども、先ほど委員の方から地域住民の方の安全を確保するというふうな、安心して生活するというか、そういう面も気にしてというお話もありましたので、掘削の位置がどこにあるかというのを地表面で分かるように、標識を立てながら、今現在この辺を掘っていますということが分かるような形で、地域の方々にもお知らせするような、そういう形で進めております。

いずれ、当初このトンネルにつきましては、かなり地質が悪いということが分かっておりまして、短いものですけれども鋼棒を差し込んで崩落を抑えながらやるということで進めてきたのですが、それではなかなかもたないということで、若干陥没前からこの工法に少し変更して作業を進めておりました。

そういうことで、鋼棒だけのものからちょっと長尺のものに薬品を注入するという、ちょっと高目のものになってきたということで、今回の変更増がこのような形になったということでございます。

それから、この陥没がなければそのままの状態でいったのかというお話でございましたけれども、今お話ししましたように、掘削時点からといいますか、やはり小さい崩落等はかなり続いておりました。それにつきましては、AGF等も一部入れながら、その陥没というか、大きい崩落が起きないような形での現場での対応、指示での対応を進めてきております。

掘削の中で、掘削後に計測器を入れて、どういう動きになっているか、掘った後にですね。これを計測しながら、それで大丈夫だということになれば、またさらに掘り進むという形のものでやっておりまして、今回の場合、計測の結果を見る前に、急激に地質が変化したということで、なかなかちょっと対応できなかったという面がありまして、この陥没が起きるまでは約400メートル近く掘削はしていましたので、ある程度、その辺の勉強はしてきながらこういうことが生じたということで、さらに、今後はもう少しその計測なり、観察を強化しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、地質調査をマニュアルどおりにやったかどうかということでございますけれども、これもちょっと今お話ししましたけれども、いずれマニュアルどおりの事前の調査は、基本的なところはやって進めております。やはりなかなか悪いということもあって、事前からある程度の崩落もあったということから、やはりこういう状況になればどうなるかというところは、それを事前に監視しながら進めてきてはおります。いずれそれだけの調査をやったからそれでいいのだという形ではなくて、その都度必要な調査、観察等はやりながら進めてきておりまして、いずれ今後それでやっても陥没というものが生じたものですから、その辺は今後とも安全等も確保しなければいけませんので、十分観察・調査をやりながら進めていきたいというふうに思っております。

○柳村岩見委員 1回目の答弁はそういうことになるのだろうとは思います。

先ほど質問したのは、債務負担行為の増額が17億6,000万円にならなければならないという、それに至る、何が何ぼで、何が何ぼでどうなるという、そんなに細かくなくてもいいのです。ただ、そういうふうなものも、概ねこの額が債務負担行為の限度だとか、こういう話です。

一方で、検討委員会が第1回目の会合が開かれておりますが、今後数回開かれることによって、施工上の工法の妥当性なり金額とかというものも出てくる。ともかく今提案されているのは、この限度に債務負担行為を変えてほしいと。そういったって17億6,000万円というのはどういうふうに見積もったのかという話を聞きたいわけです。この程度の債務負担行為、限度額にしておいてけろと、それではちょっと荒っぽくないかということになりますので、こういう事態が起きて、この補助工法を施しますがと、よってこういう工事費を増減、先ほど私が言ったのは、掘削では、むしろ減額になるということなども、やはり行ったり来たりの話を含めながら、結果こうなのだと。よって、この限度額も提案しているし、御承認いただきたいというふうな気持ちなのだろうと思いますよ。そこの見積もり上の過程もちょっと話をしてみてください。

それから、検討委員会の位置づけと、こういう債務負担行為の額、補正というか、そういうものとの関係、そこの検討結果によっては、これがまたどう変化するのかとか、いや、それは検討委員会の施工上の工夫であって金額には反映しないとか、反映してくるものなのかとかというふうなところも。

それから、最後の、地質調査をちゃんとやったのだけれども、予測ができなかったと。予測できなかったのは非常に残念だと、遺憾であるという話にとらまえておかないといけませんよと。ちゃんとやったから、あとはしようがないという話にはならぬのですよ。そこのとらまえ方がないと、いずれ県土整備部なり、岩手県の進化がないということになるので、それをきちんととらまえて、それは恐らく部長さんだと思いますけれども。見積もりの行ったり来たりのやりとりをちょっと説明してください。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 今回の増額の内訳について御説明いたします。

先ほど言いました掘削のための補助工法につきましては、AGFとか長尺鏡ボルトとかレッグパイル等々で、約 19 億 5,000 万円の増となっております。その 19 億 5,000 万円の内訳で、まずちょっと内訳を申し上げます。補助工法で、天端崩落対策ということでAGF、先ほどの長尺ですけれども、それが全延長の 78%ほどになりますけれども、15 億ほど増です。

それから鏡面、切羽のところに水平に挿し込む鏡ボルトですけれども、これが約2億1,000万円、それから脚部沈下対策としてのレッグパイルと先ほど申し上げましたけれども、脚部沈下対策ということで2億3,000万円ほど。これは大体19億5,000万円の増額というふうに見ております。

それから、支保工とか残土処理、これはちょっと残土捨て場への距離が長くなった、そう

いう面で、それから沈下変状区間、これの復旧工も入りますけれども、これらを合わせますと1億3,500万円ほどの増になります。

それから掘削工、土を掘削する、これは土が大分軟らかくなったということで3億6,500 万円ほど減額になっております。

それから、もろもろ坑口部での防音対策とかそういうものを含めますと、トータル的に約17億5,000万円の増額というのが内訳になっております。ほとんどが補助工法の増額というふうに見積もっております。

それから、技術検討委員会の関係でございますけれども、技術検討委員会につきましては、最初に崩落、陥没が起きた段階で、東京の大学の先生に、こういう状態になったのでという御相談を申し上げて、その対策をどうすればいいかというふうな御相談をまず申し上げました。結果として、御指導を得ながらやった形が、今復旧した形になっているのですが、これから先もやはり非常に被りが薄いとか、住家の直下を通るとか、それから4号側の方の坑口、いわゆるメガネになるわけですけれども、そういう場合、技術的にかなり厳しいということがございます。そういうところは事前に御相談しながらやっていく、対策を講じながらやっていくべきだということもありまして、そういうことで第三者委員会、技術検討委員会というものを立ち上げたわけでございます。

立ち上げた目的はそういうことで、これから先、残工事区間についての検討を主にお願いするということでありますけれども、委員の先生方にも、とにかく安全性のみならず、経済性も、やはり工事の場合、それは当然両方考えなければいけないだろうという御理解というか考慮もしながら、今後検討していくというふうなお話もいただきまして、この前平成17年7月29日に第1回の検討委員会を開いたわけですが、今後2回ほど開催を予定しております。それは、やはりこれから先、住宅の直下とか近くを通りますし、最後はメガネ部の工事に入るということで、そういうタイミングの時期に委員会をそこで開くと。ただ、途中、途中で何かいろいろ課題があれば、その都度お願いしてやりたいなというふうには考えております。

○橋本県土整備部長 本会議の質疑での答弁に関連しますので、私からお答えをさせていただきますけれども、私がお答えいたしましたのは、事前の地質調査とか設計に問題があったのではないかというお尋ねに対しては、これは基準に則ってやっているので、そういう問題はあるというふうには理解していないというふうにお答えしたつもりでございます。しかしながら、ただいま委員御指摘のように、実際には崩落もありましたし、地域の方々に多大な迷惑をかけることになりました。掘削に当たりましては、先ほど参事の方からも説明ありましたように、監督義務としても十分注意をしながら、業者と連携をとってやったつもりではありますけれども、結果としてはこのような結果ということで、御指摘のとおり大変遺憾なことであると、またこういうことのないように努力したにもかかわらずといったところは非常に残念に思ってございます。地域の皆さんには、そういうこともありまして、おわびも申し上げていますし、またその後の善後策についても御説明させていただきながら進

めておるところでございます。これからこういうことが起きないように、さらに気を引き締めてやっていきたいと考えております。

○柳村岩見委員 最後にいたしますが、掘削において3億6,000万円の減額になりました。 それは結果であります。あるいはまた、捉え方からいくと途中経過なのかもしれません。

そこで、減額になるということ、掘っていて、崩落する前に減額になりそうだという自覚はございましたか。それとも崩落が起きて、よく精査して、補助工法もかかると。よって、掘削に掘りやすくなったから3億6,000万円減額するのだという、そんな発想ではないでしょう。掘り始めたらば非常に掘りやすいと。これは恐らく、掘削の部分における減額、請負額の変更が頭にあったということなのですか。崩落して、よく調べたらば掘りやすいから、ほかのところもお金がかかるし、やはり掘削の方を3億6,000万円減らすと、これはそんな発想ではないでしょう。そこはどうなっていますか。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 先ほど言いました掘削という工法につきましては、 いずれ当初の設計の中では、やはり岩という地質という、かなり風化はしているけれども、 岩は岩ということで、機械掘削を導入する、そういう形での掘削方法をとったわけです。

ところが、今回現場に入った際に、要は、はっきり言って、爪を差せばそのまま勝手に落 ちてくるという、そういうふうな状況なものですから、そういう面では減額という。ただ崩 落の仕方が、差したところだけ落ちればいいのですけれども、それ以外のところからも天端 からもかなり落ちてきて、そばには寄れない状況だということで、そのためにAGFという 長尺工法を増工したということで、全体的には、減額というよりは、やはり増嵩になるとい うことです。ですから、経済的な面なり、そういう予算的な面からすれば、かなり増嵩とい うふうになれば、やはりそこは何でもいっぱい打ち込めばいいかなという、我々の考えとす れば、そこまではちょっと厳しいかなと。ただ安全、仕事をしている人たち、それから上の 方の地権者とか、そういう人たちを考えれば、やはりある程度、どこで線を引くかというの は非常に難しいところでありますけれども、そこは現場での、業者とうちの方の監督員と協 議のもとに、AGFの本数とか場所とか、そういうものを協議しながら今までずっと進めて きたところです。それでもって、協議した上でやった際に、ちょっと見落としたというのは、 言葉はまずいかもしれませんけれども、今までとちょっと違った地質の形態になって、その 分が、脚部が弱くなったという、そういうことでその分が崩落したということで、結果とし て上の方が陥没したということだったものですから、現場と役所の者がかなり注意しなが らやってきたということではあります。ということで減額、増額という話になりますと、い ずれ土の分では減額はするだろうなと、補助工法ではかなり増額するのではないかという 見通しです。

○橋本県土整備部長 ちょっと補足させていただきますけれども、掘削に対する減額については、事故が起きたからということではなくて、やっぱり当初から掘削するのにどのぐらいの時間がかかっているかというのは計測していますから、それはいつかの時点では変更することになりますので、ちょっと今足りなかった部分を補足させていただきました。

○菊池勲委員 私は素人だからこういう質問になると思うのだけれども、当初計画では 20 億の債務負担行為で仕事を始めたということで、結果的にはその約倍近くの債務負担行為が今、議会にかかっておるわけだね。今の部長の答弁だと、調査されたときは間違いはないと言っているわな。間違いなくて 17 億 6,000 万円の違いがどうして出るのだ。 1 億 6,000 万円でも大金だ。20 億の債務負担行為に 37 億 6,000 万円で、調査設計する段階では、その業者に間違いなかったということで、こんな補正はできるのですかね。こんな答弁で。

あと測量とかやった業者には、県は払ったのでしょう、料金をちゃんと。結果的にはこんな補正をしなければならないなんてどういうことなの。これにちょっと疑問がある。間違いないと部長はっきり言ったよな、調査には間違いないと判断しておるということなのだが、結果的には 17 億 6,000 万円足さなければこの仕事はやっていけないということなのだよな。こんなばかげた話ないよ、100 億に対して 17 億でも大きいのですが、20 億に対して 17 億 6,000 万円の補正がなければできないという仕事は、日本探したってないよ。調査するときに金払っているのだ、業者に、専門屋に。その専門屋は何をやったのだか、それを聞かせてよ。

○橋本県土整備部長 先ほど調査の手法とか調査のことについては間違いないと申し上げました。それはそのとおりでございます。

ただ、トンネル一般論で申し上げますと、平らに申し上げますと、目に見えないところの調査をやっているわけですから、掘削しながら、確認しながら施工していくというのが一般論でございまして、調査そのものを全延長1メーターピッチでやるのではなくて、所定のピッチでやっていきますから、それをもとに推測をして、こうであろうと、そういう判定の仕方としては一定のルールがあるので、そのとおりやらせていただいたということで申し上げていました。

ただしかし、先ほど申し上げましたように、トンネルは掘ってみなければわからない部分も当然出てまいりまして、それによって安全性も確保しなければならないということで、作業員の安全も問題ありますので、守る補助工法も必要なわけでして、一般的には、どうも発注してそのまますっとすんなりいくというのは比較的少ないと思っています。ただ、できればそうしたいというふうに願っておりますので、そのように努めてはまいります。

それから、債務負担の額が 20 億に対して 17 億 6,000 万ということでございますが、債務負担についてはそうでございますけれども、現在のトンネルの契約額そのものは全体で 51 億 2,000 万円でございまして、それでもかなりの率で増額でありますので、大変心苦しいところはあるのですけれども、やはり先ほど申し上げましたように安全に施工すること、それからでき上がってからの安全を保証するためには、それなりの工法を盛り込んでいかなければならないというふうに考えております。また、その成果について、調査の成果について、私どもも検査もしておりますので、設計そのものについては間違いなかったと。その成果の中から判断するのには、現在の判断しかできなかったということであります。

○菊池勲委員 そこがわからないのだよな。これ先ほど言ったように、前もって素人だから

と質問しているのだけれども、専門屋の部長がそう言うのであればなるほど、そうかなと理解をしたいところなのだが、総事業費が 51 億数千万円だと。だけれども、それと比べれば前回は 20 億円でやったのだけれども、17 億 6,000 万円足さなければできないということになったのだな。事業やっていれば 17 億というのは、3分の1 ぐらいだから大したことがないという議論にはならないのだけれども、大金だな。

だけれども、私が言いたいのは、専門屋が調べて、トンネルだから、中身を見てから何が起きるか分からないという答弁では、トンネルはここだけではないものな、あちこちでやっているわけです。だけれども、ある程度の資料なり、何か例があるからこれでいいだろうという結論で出した資料でトンネルが始まるということだから、それに対して51億かかるという当初の計画で始まったのだ。ところが、崩落事故が起きて、どうしてもこれでやらなければならないから、変わった工法をとらなければないから17億6,000万円を足さなければいけないということの今日の議案だと思うのだけれども、素人からしてもおかしな話なのだな。プロならもっとおかしな話だと思いますよ。中が分からないからというのは、どこもトンネルは分からないのだ、トンネルは。

だけれども、こんなことあり得るのですかね。地質とかというのは、ある程度、地域の形は何かの資料にあるのだそうですな、どこの地層はどんな地層だとか、それは奥まで入って見ていないからわからないのだけれども、それでこんな補正ができるという話になれば、とてもトンネルの工事なんていうのは、岩手県は山ばかり多いのですから、やれないことだ、部長さん、やれるの、これから、こんなことだと。掘ってみなければわからないという話で調査に頼んで、それはもちろん競争でお金を払っているわけだから、調査測量した業者に一体何ぼ払っているの、大体。聞かせてくれよ、これでは話にならん。

○平井都市計画課総括課長 実は、私は、切羽判定の委員会というのがありまして、過去に トンネルを経験した技術者で現場を見させていただいてアドバイスをした、その点でお話 させていただきます。

実は、今回のトンネルというのは、非常に特殊と思います。先ほど予想できなかったというお話がございましたけれども、一般的には、トンネルの場合は、弾性波探査といって、地震を起こして地質の固い柔らかいを判定するのと、ボーリングと、この2つでやって、その固さで設計するのが一般的でございます。今回の場合も、ボーリングは御存じのとおり、すべてはできないが、かなりの数のボーリングはやってございます。それから、物理探査で、地震波で、土の固いか、岩があるかというのも調べているわけです。それで、実際2.2km/secといいまして、一応粘板岩が基層なのですけれども、2.2km/secの層がでまして、それを見ると通常、今までの2.2km/secの層ということをいえば、岩が残っているだろうという想定で設計しています。

ところが、今回の場合、現地を見て非常にあれだったのは、粘板岩が立ち目といいまして、 山が立っているわけです。粘板岩というのはほとんど層になっていますので、普通であれば 山がこうありますと、順番に古くなっているような感じがございますよね。 ところが、粘板岩が立っているために、その粘板岩の層に沿って部分的に深くまで悪くなっているのです。劣化しているというのがやっぱりここの特色だと思います。それで、先ほど言いましたけれども、通常の場合であれば、2.2km/sec の層というのは、岩が緩んだということは、少なくともブロックで残っているということであれば、それを普通の鉄筋で差して保持させるということが可能なのですけれども、先ほど来言っているように、ほとんど土状ですので、今やろうとしているのは、当初鉄筋で岩を結んで頑丈にしようと思ったのができませんので、それをボーリングをしていて、それに注入という、薬液をシリカレジンと言いましたけれども、それで山自体を改良してやっているわけです。それで、非常に高いお金になっているというのも事実でございます。

これが予想できたかどうかというのは、この間大学の先生も見えられたようですけれども、やはり通常の形であれば、上から順番に古く、柔らかく、固くなっているというのが普通なのですが、それが部分的に立目の中に、部分的に深くまでやわらかくなっているという、やはり特殊だろうということが大学の先生もおっしゃっておりまして、それを予想できなかったかというと非常に辛いものがございますけれども、岩手県の中でもたくさんトンネルがございますけれども、なかなかそういう面では、そういうトンネルというのはないのかなというふうに感じておりました。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 今平井都市計画課長がいろいろお話はしましたけれども、当初設計の段階での調査の内容等、その辺をちょっとお話させていただきます。

ボーリング調査、これは標準的にトンネル技術基準によりますと、各坑ロー、二本。それから、トンネルが長い場合は、その代表的な地質のところで数本というふうな見方をしております。あと弾性波速度探査という振動を与える調査ですけれども、これについては、測線に対して一、二本の主測線と何本かの副測線と、この辺をすればいいという技術基準にはなります。

ただ、これにつきましては、やはり地質がちょっと悪いというふうなことが若干、調査の 段階で分かってきましたので、ボーリングについても何本か多目にやっていますし、弾性波 についても一、二本多くやっているという状況です。

そういう調査結果を受けてトンネルの設計に当たりましたけれども、それにつきましても、その地質に合った標準のパターンを設計で、地質に合ったもので当初設計は組んできたということで、それが、結果、トンネル本体はそういうことで、標準設計どおり組み立てるわけですが、それをつくるための掘削を今、どのようにするかというところで、安全性を確保するためには補助工法の増工が必要ということで、今回の補正の増というふうな形になっております。ちなみに、当初の調査費が昭和60年、昭和61年で4,000万円程の調査費用を要しております。

○菊池勲委員 これ、私ども時々歩いて、なかなか進まない工事だったのだよな。やっと始まると思ったらこういう状態なので、こんな質問になるのだけれども、現地ちょっとわからないからだけれども、上には家とか様々あるのですか。そうであれば、完全にほじくって、

後でコンクリート巻いた方が安いみたいな感じがするのだけれども、その建物はあるのだ な。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 現実には、ほとんどは畑、果樹園です。ただ、これから先につきましては、上に住宅がありますし、お寺さんのお墓があり、南部さんの殿様のお墓のちょうどそばを通るということでございます。

いずれ今回のトンネルの工法に選定したのは、1つは市街地だと、そういう住家があるということもありますし、あそこは風致地区という地域地区になって、緑を保全するという。 ふうなこと。それから、いろいろ水の問題だとか、そういうものもあったりしています。

それから、あとは当然経済比較、オープンにして、トンネルにして後から埋め戻すという ふうなことも検討はいたしました。やはりオープンにするとかなり割高になります。まず、 土をどこかに置かなければいけないという、その置く場所がないとか、いろいろ検討はして みましたけれども、かなり値段は違うということで、結果的にはトンネル、そういう地形的 なものというか、土地利用の面がかなり大きいと思いますけれども、あとは経済性の面でト ンネルということを決定しました。

○菊池勲委員 わかりました。理解しなければ、これは前にいきませんからね。

いずれ部長さん、理解しました、素人でもね。今の課長の答弁では、オープンにすると金がかかるということだから、現状を私は完全に理解していないからこういう質問になるのだけれども、地域住民もそのとおりだけれども、県民も、このトンネルに対しては待って待って始まった仕事なわけですから、たまたま崩落事故で、人身事故がなかったということだけは幸いですよな。金はかかるけれどもね。これらも含めてですね、これは変な言葉なのだけれども、私どもも地方で道路を造ってもらうときに、道路わきに墓石だとか、そういうの結構ありますよね。そういうときは、やっぱりきれいにお払いをしてもらって工事をしてもらっている経緯があるのだけれども、極端に言えばお払いか何かしてやったのですか、それ何もしないで造ったのですかね。そこを聞きたいです。何だか気持ち悪いですよね。

- ○海野技術参事兼道路建設課総括課長 工事が始まる前には、業者主催ではありますけれども、安全祈願際というものもやっておりますし、いろいろ問題になりました法泉寺問題もありましたけれども、それにいたしましても、当然お墓に対しましても拝みながらやっております。
- ○及川幸子委員長 納得されたでしょうか。
- ○菊池勲委員 はい。
- ○伊藤勢至委員 この案件がこの県土整備委員会に示されましたときに、なぜメガネにするのかと。1つの穴の方がトータルで安く済むのではないかという質問をした覚えがあるのですが、それに対して、当局は、メガネにした方が地盤の弱いような所にはこっちが向いているという答弁があったと思うのです。ということは、地盤が弱いということを分かってメガネにしたと、こういうことだと思うのです。

このメガネの右側の太い方ですか、こちらが今回、崩落をしたのだと思うのですが、こう

いう工法は、両方の、2本のものにやっているのでしょうか。まず、それが1つ。

それから、右側のどの部分が崩れたのでしょうか。右側の右側なのか、真上なのか、あるいは隣との境のあたりなのか。これ加重とか何かからいきますと、真ん中の仕切りのあたりが一番重さを受けるのだと思うのです。素人ですけれども。そうすると、最初からこういう工法をやるべきだったのではないかというのが出てくるわけです。地盤が悪いからメガネにした、そういうことがわかっていながら、もし、こういう工法をやっていないとすれば、これは手抜きでないのかと、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 まず、両方に今のような補助工法をやっているのかということでございますけれども、これは両方、同じ工法で進めております。ただ、両方同じ地質というか、双方ちょっと違うという面があるので、その辺は現場、現場で対応しておりますけれども、補助工法をしております。

それから、あとは崩れた、陥没したのは下り線で、この図面でいきますと、ちょうど平面図に変状発生位置というふうになっております。ここの場所は、今この断面図にメガネ部分がありますけれども、これよりも離れています。この断面は、ちょうど4号の方の坑口の部分がこういう状況になって、だんだんとこういうふうな状況になってくるというのが、最終的な断面はこういうふうな断面だという、こういう図面はそうなものですから、ちょっと分かりづらくて申しわけごさいませんでしたけれども、今は離れた形で2本、並行して掘削しております。それがだんだんと近づいてきて、最後はこういう形でおさまるということでございますので、陥没はいずれ下り線の一番上、天端の部分が1メーター50センチほど、そのまま落ちたというふうな状況でした。

- ○伊藤勢至委員 メガネと1つの穴の大断面の部分の場合との違いは、どういうことで判断をするのでしょうか、対応策について。
- ○海野技術参事兼道路建設課総括課長 断面積、これがどの断面ぐらいで、円形のものが耐えられるか、耐えられないかという、その断面の線がちょっと私はよく分からないのですけれども、100 平米ぐらいかなと。今まで4車で1つの断面でというのは、私は例を見たことがございません。

要は、大きくなれば、上の方の使えない部分がかなり大きくなってきますね、円の場合ですけれども。こういう場合もあるかもしれませんけれども、四角い長方形の場合もあるかもしれませんけれども。いずれ応力的に見れば、やはりこういう円で押さえた方が、どちらかというと安全度が高くなるのかなと。それもある程度小さ目の方がいいのかなというふうな感じがしておりますけれども、ちょっと答えには全然ならないのでしょうけれども。

○橋本県土整備部長 今具体の数字は出しておりませんでしたけれども、一般的なお話で申し上げますと、アーチ作用でもたせていますから、できればまん丸が一番いいわけです。 それの幅が広がると、当然高さが高いアーチになります。ここの土の被りも少ないということもあって、アーチが高くなると、道路の被りが薄くなっていって、また危険性も増すということもあります。それを保全するために偏平にしますと、今度はアーチ作用が弱くなりま すよね。ですから、高速道路なんかでも4車1穴というのはないのはそういうところで、あとはある程度の大きさまでが経済的でもあるし、安全でもあるというふうに一般的な話で申し上げるのですけれどもそれがまず1つあるのと、具体には掘る断面積が大体このくらいが適正な断面というのは、これは全国の事例なんかでも示されておりまして、ちょっとその数字が載っていなくて申しわけないのですけれども、それら辺を参考にして決めたものというふうに理解してございます。

- ○及川幸子委員長 よろしいですか。
- ○伊藤勢至委員 わかったことにします。
- ○関根敏伸委員 私も先だって現場にちょっと行かせていただきまして、大変な交通量の中で、本当に住宅密集地の中の工区ということで、いろいろ御苦労されているかなと思って見てきたのですが、今の設計変更、それから補助工法等々の変更で、いろいろな影響もまた変わってくると思うのですが、特にああいった市街地の中でも騒音ですとか、粉じんですとか、そういった部分で工法が変わることによって、いろいろな面で影響が変わってくる可能性があるのかどうか、この辺の安全対策等がどのようにこれから講じられようとしているのか、まずそれ第1点お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それから、2点目といたしまして、平成17年4月12日に崩落があって、平成17年6月17日に再開、約2カ月ということになっております。その間、先ほどから話があった技術検討委員会という委員会を立ち上げられて、工法等についての検証が行われたと思うのですが、この2カ月の期間と、この間に検討委員会をぱっと立ち上げて、具体にどこが悪いかということがぱっと分かったわけではないと思います。当然いろいろな、さらに検討委員会の中でお金をかけて調査をして、いろいろな原因究明を図ったと思うのですが、それに対してどの程度の費用がかけられておって、再開までの期間、妥当性ですね、その辺についてはどのように御判断をされておるのかということを第2点目お聞かせいただきたい。

それから3点目、先ほどもお話ありましたが、民家が4軒ほどあるようですけれども、民家、それから畑というふうな部分で、民有地ということになってくると思うのですが、今後これが掘り進めていく過程の中で、場合によっては、この民家の移動であるとか、あるいは畑とかいろいろなものに対する影響等々出てくる可能性とか云々かんぬんについては、現状で結構なのですけれども、どのような把握をされて、どのような対応をとろうとしているのか、これにつきましてちょっとお聞かせをください。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 まず、工法変更による騒音とか粉じんなどの影響があるのか、ないのかということでございますけれども、これにつきましては、今までと変わらないというふうに思っております。といいますのは、騒音につきましては、既に坑口のところに建物を建てて騒音が出ないようにカーテンしたりそういうものもやっていますし、実際に今度の補助工法の変更においても騒音が出るような工法にはなっておりませんので、そういう意味では、影響はないというふうに思っております。

それから、あと2カ月間休んだという中で、調査検討をしたものについてどのぐらい費用

かかったかということにつきましては、基本的には、調査検討委員会をこの前平成17年7月29日に開催しておりまして、復旧工について検討委員会で検討したのではなくて、検討委員会は、これから先の工事について課題等があれば検討するということで設置したものでございます。復旧につきましては、事前に個別に御相談したということでございまして、実際にはそのための費用はかかっていないというふうに見ております。

ただ、まるっきりゼロではないと思いますけれども、いずれJVの方で施工者としての立場としていろいろ御相談しているということで、先生の方に言っていますので、そちらの方で費用がかかっているのかなと思っておりますけれども、うちの方ではちょっと把握はしていないところでございます。

それから、これから先、民家が直上にある部分もあります。そこら辺につきましては、畑なり民家その辺は、まるっきりないというふうには言い切れないことでありますけれども、いずれ、今回の補助工法の見直しとか、被りがかなり薄くなれば、今のAGFでいくのか、もっと別な土を固める工法をとるとか、その辺も、今後は少し検討の材料にはなってくるとは思いますけれども、極力影響がないように、当然住家等については、事前の調査もしながら、それでもってやるということで進めていきたいなというふうには思っております。それで、先ほど言いましたように、現在の切羽がここの位置にありますよというのは、地上部に標識を立てて、順次お知らせして、ここら辺をやっていますというのが分かるような形で、住民の方にも工事の状況が分かるような形にしております。あとは御相談がある、不安等があるともなれば、そういう相談窓口としてインフォメーションセンターというものを現場の方に設けて、随時御相談を受けるというふうな形で対応は考えてきております。

○関根敏伸委員 今後民家あるいは畑等の地権者との話し合いがどのような形で進んでいくのか、検討委員会等々に関して、そういった方の出席等を求めて、生の声を聞く機会をつくっていくのかということを聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、インフォメーションセンターですけれども、これ作られたのが崩落して工事再開後ということですよね。当初はなかったわけですね。あくまで、これ崩落して、工事再開に際して作られたと。それは、それでいい試みだと思って、私も大分御丁寧にあそこで説明は受けた経緯があるのですが、インフォメーションセンターにどのような方々が、かなり訪れているという現場の方のお話でしたけれども、現場サイドからどういった地域の方の声が現実的に挙がってきているのか。そういった声をどういった部分でこれから反映しようとされておるのか、地権者の方も含めての話になりますけれども、その部分について、このインフォメーションセンターを作った趣旨と声の反映のされ方、これについてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 まず、地域住民への周知といいますか、その辺を今後どうやっていくのかということで、委員の出席もあるのかという話でございますけれども、いずれ工事の状況、どういう進捗状況かというのは、随時標識とかそういうものがありますし、現場の方にインフォメーションセンターでもお知らせすると。それから、あと新聞

みたいなチラシもつくって配布しているというお話もあります。そういうことで随時情報は流すと。それから、あとは住家等が直上にくると、本当に注意しなければいけないようなところについては、随時その際に地権者の方にお会いするとか、そういう形で御相談しながら進めていくという形になろうかと思っております。

あと委員につきましては、なかなか年に何回も来ていただくという形でもないものですから、いわゆるそういう委員会を開くタイミングに合わせて、そういう御希望等もあればそういう形も検討する形にもなるのかなと。今ここで出席できるというお答えはできかねますけれども、いずれこれは今後御相談しながら進めていきたいなと思っております。

あと、インフォメーションセンターに対して、地域住民からどういう意見がきているのかということにつきましては、まことに申しわけありませんけれども、私は把握しておりませんので、いずれ盛岡土木の方と連携しながら、どういう意見かを把握して、それに対して対応できるものについては対応するような形で、今後ともお話をしていきたいなと思っております。

○高橋雪文委員 北山トンネルについては、盛岡市民が非常に要望があったようでありま して、皆さん方の努力に感謝したいところでありますが、先ほど菊池委員からも御指摘があ りましたように、事故があったと。それで、それが人身でなかったというのは幸いであって、 あってはならないことが起こったのだということをやはりしっかりと認識するべきことな のではないかなという思いを持っているわけであります。これは、岩手県の土木に対する信 頼が損なわれたという点で、私は非常に大きな問題なのだろうということを感じている次 第であります。とはいえ、この工事については、ぜひしっかりと進めていただきたいと思う のですけれども、この事故に関して、やはり検証がまだまだ不十分ではないかという思いが あります。地盤が弱いから、トンネル工事だから事故は仕方ないというような、そういう答 弁にも一部聞こえるところでありますけれども、あってはならないことが起こったという のはなぜなのかということをしっかり検証されなければ、また同じ問題を、過ちを犯してし まうのではないかというところを非常に危惧するわけであります。その点で、どこに責任が あったのか。先ほど設計段階の調査においては、通常どおり行ったから問題ないのだと、本 当にそれでいいのかという、やはり盛岡市民としての思いがあるわけであります。地盤が弱 いのならば、弱いなりに対応していかなければならないと思いますし、その点をもう一度お 聞かせいただきたいと思います。

また、今回追加予算ということで補強していくということなのですけれども、当初考えていた計画から、いわゆる変えていくということでありますので、例えば耐震性とかそういうものの根拠も大きく揺らぐのではないかなと思うわけであります。どちらかというと、応急措置的な対応に思えてならないのです、私素人だからかもしれませんけれども。全体の計画として、本当に果たしてその計画が不安を解消するものなのかというところが説明の中では見えないのです。そこを何とか御説明いただきたいというふうに思います。応急措置なのではなくて、耐震性についても十分であり、崩落の危険性はもうないのだと。それで、利用

しているうち、当初の目的のとおり以上に強固のものができているのだということをぜひ ともお示しいただきたいと思います。それによって、いわゆる住民の不安というものは、一 時的にでもありますけれども、解消されるのではないかなと思うのです。

3点目に思いますのは、今回2カ月の調査等々ということで、全体的な計画は動いたわけでありますけれども、やはり我々盛岡市民としての要望として、いち早くこの施設を利用したい。どれほど工期期間が遅れて、どのような日程の遅れがあるのか、ここをきちんと示していただきたいと思いますし、以前から盛岡市の方からも提案があるように、両方のトンネルを同時開通する前に片方を通していただいて、暫定的に片方を利用する方式はとれないものかということを、盛岡市の方からも、多分お聞きしていると思いますけれども、その点についてもどういうふうに変更になるのか、どういうふうに対応できるのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○及川幸子委員長 菊池委員の質問とちょっとダブるところがありますが、再度お答えい ただきたいと思います。

〇海野技術参事兼道路建設課総括課長 まず、検証が弱いのではないかということでございますけれども、確かに今回の陥没が生じたことによって、なぜ起きたかということにつきましては、かなり今まで掘削に当たっていろいろ検証しましたし、当然鏡でも、現場、JVとうちの盛岡土木の担当監督員が立ち合って、どういう対応をするかというふうなことをいろいろやってきた中で、ああいう陥没が起きたということにつきましては、では今まで何をやってきたというふうな言われ方をしてもやむを得ないことだろうというふうには思っております。ただ、現場での慣れというか、そういうことではないような気がしますけれども、やはりきちっとした目で、お互いが本当に理解し合って、現場と役所と民間が理解し合ってきちっとやっていくことによって、これから先はそういうことがないような状況になるのかなというふうに思っていまして、今回たまたまこういうことが起きた結果、現場と役所がそういう1つのスクラムを組んだような形で現場を安全にやっていくというふうな状況になったと、それが検証と云々というのはちょっとありませんけれども、物理的、数字的な検証、それは当然やりながら、そういう取り組みで安全に進めていきたいなというふうに思っています。

いずれ検証は、当然今回の陥没については、十分私らはやったつもりです。それは、説明なかなかうまくできないという状況は非常に申しわけないのですけれども、一応検証はやったつもりで、それを今後の掘削に反映させていきたいというふうな気持ちは十分持っておるつもりでございます。

それから、あと今の工事が応急的なものかということについては、これは応急ではなくて、 あくまでもトンネル本体、これをつくるための掘削に対する補助工法ということで、でき上 がりの本体につきましては、完成形というところを見ています。

先ほど説明していなかったと思いますけれども、いずれ今鋼製支保工というH鋼の支保 工なのですけれども、これにつきましては、当初の設計の段階で1ランク上げております。 通常 150 ミリのタイプのところ 200 ミリで、タイプを上げて強度を上げるという形で、 (「150。」と呼ぶ者あり。)

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 済みません、失礼しました。125 ミリを 150 ミリに ということで、強度をああいうような形で施工しているということで、いずれでき上がりは 安全なものというふうにということで進めていくところでございます。

それから、4 車線ですけれども、2 車線を通せないか、これは基本的には可能ではあります。いろいろうちの方でも検討していますけれども、4 号との交差点のところが、ちょっと距離が短いものですから、そこでの絞り込みというか、絞り込みの関係のときに、距離的に十分確保できるかできないか、それを現在検討しているところでございまして、可能と言えば、予算的な都合もありますので、可能であれば2 車線ずつ供用ということも視野に入れながら今後検討していきたいなというふうには思っています。

- ○及川幸子委員長 あと、どのぐらいの遅れかです。
- ○橋本県土整備部長 工事の遅れにつきましては、私の方で本会議で申し上げましたので、 私から申し上げますけれども、概ねでございますが、10 カ月ぐらい延期することになりま して、結果としては平成19年7月頃と。

実は、設計はこれからまだ詳細に組まなければならないのです。何月何日までとは申し上 げられないのですが、それぐらいになる見込みです。

○高橋雪文委員 その日程のことで、先ほど片側ということになれば、若干早まるのかどうかというものをちょっとお聞きしたかったのですが、いずれそれもお願いします。

私、やはり気になっているのは、先ほど課長さんが、慣れというような解釈をしておるわけでございますけれども、私は今回のものは地盤が弱いとか、そういうことでない、人的な問題というのは、果たしてなかっただろうかというのが感じるところでありまして、私は、皆様方の御苦労には本当に感謝するわけでありますけれども、やはりさまざまな行政機関の問題、あとは業者の問題、こういうものに倫理的というか、人間的なコミュニケーションみたいなですね、そういうものが非常に大きく左右しているのではないか。それが結果として、こういう崩落の事故が起きた原因になっているのではないかなというところを推測するわけでありまして、これを明確に、こうだと示すことができないものでして、なかなか私も質問に躊躇するところではあるのですけれども、こういう業者さんとか、行政機関との連携、もしくはそういうコミュニケーション、あとはそういう1つの目標に対する情熱みたいなものが、こういうのが本当に合致しているのか、その辺について少し御意見を賜れればと思います。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 先ほど、私は言葉足らずで、慣れという言葉を使ってしまいましたけれども、私が言った慣れというのは、正直言って、地質が悪くて、ある程度の崩落というのがずっと続いてきたという現場でございます。それを、やはり大きくならないように、ならないようにということで現場サイドは一生懸命頑張って、業者もそういう補助工法をしながら進めてきたという中でああいうことが起きたということは、小さいも

のがあり得るというふうな意味合いの慣れというところを私が申し上げたのであって、業者が慣れ合いでというふうな意味合いでの慣れではございませんので、ちょっと訂正させていただきます。

確かに今我々土木技術者につきましては、トンネルとか、大きい構造物になると、やはり一つの誇りみたいなもので、熱意を持って進めている実態でございまして、お互いに技術で負けてはいけないというとこだわりすぎになってしまいますけれども、負けないようにやっていこうということで、一生懸命やっているというのが実態でございますので、ちょっと答えになるかどうかですけれども、業者間とズレということはない、現場、現場ではそういうことがないのかなというふうな気がします。

○橋本県土整備部長 冒頭にも申し上げましたように、このような崩落事故を招いたこと は非常に残念なことだし、あるべきでないというふうに思っていますので、そういうスタン スで常々仕事は進めているつもりであります。

それから、北山に限って申し上げますと、担当の職員は昼夜かかわらず、これまでも崩落があるたびに、崩落といいますか、小規模なやつですね、予想の範囲内だとか、あるいはこういう一部の滑落とか、崩落とか、そういうときにも現場に行って土質の判断などをしていますし、また自分が迷ったときには私どもの方にも相談があって、私どもの方も現場に行って調査をさせていただいておりました。そういうことで、一生懸命やってはいたのですけれども、こういうふうになってしまった。

それから、業者さんの方は、私先ほど申し上げましたように土質調査に基づいた標準的な設計で発注してございます。標準的な設計でやれれば、業者さんは何も御相談に見えるようなことはないのです。標準設計では困難という前兆だったり、あるいは終わった後の時間の観測した結果などを踏まえて、これではできないと、このままだと安全が十分に確保できないので、こういうふうなことをしたいという提案を出していただきまして、その提案が適切かどうかということを我々がいろいろ判断をさせていただいて、では、この現場はこの程度認めようというようなことで、逐次設計変更の対象にしますよというようなことを踏まえながら、追加工法をやってきたと。そうやって進めた中で、こういう大規模な崩落が発生したので、この先はやっぱりもう少しきちんと、標準設計ではなくて、標準設計よりも今のような補助工法を足したものを標準と考えてやるべきだろうということで、今回の大幅な増工をお願いするというふうなことになったものでございまして、これからも事故等が起きないように努力してまいりますし、また現場を掘りながらでございますので、状況の変化に逐次、対応できるように、私たちもまた業者の方とも連携を図っていきたいと考えております。

片側は、どうしたら1本でも当初より早く対応できるかということですけれども、これは、いつの時点で片方に切りかえるかということもございますので、今きちんと早まるということは申し上げられませんけれども、計算上は早まることになります。ただ、4号とのタッチ、非常に交通量も多いところでございますので、向こうとの協議、こういうふうなアクセ

スで本当にいいかどうかという協議をこれから行いますので、そこら辺のトラブルがなければ可能なのかなというふうには考えております。

ただ、トンネルが完成しましたらすぐつながりますということにはなりませんので、そこはまたになります。

- ○及川幸子委員長 ほかに質疑ありませんか。
- ○工藤勝子委員 小さいことなのですけれども、例えばこの崩落以外に、住民に対して何か影響を与えていることはないでしょうかということを聞きたいと思います。というのは、遠野の洪水吐トンネルもやっているわけですけれども、あそこの住民の中に、地下水が出なくなったとか、それから湧いている水が、沢水が出ている部分があるのですけれども、それが渇水したとかというようなことがあるわけですけれども、そういう崩落以外に、何か住民に悪影響といいましょうか、環境が変わったというようなことがございますでしょうか。お聞きしたいと思います。
- ○海野技術参事兼道路建設課総括課長 崩落以外に、近くにため池があるのですけれども、 その水が湧水が出ないということで、これについてはポンプアップで今、水を入れていると いう状況であります。特に地域住民に影響を与えているということは、これに関してはない という、それ以外は特にございません。
- ○及川幸子委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認め、本案は原案を可とすることに決定いたしました。 以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、県内建設業の現状と課題についての調査を行います。調査の進め方についてでありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

- ○小野参事兼建設技術振興課総括課長 説明の前に、暫時準備をさせていただきたいと思います。
- ○及川幸子委員長 よろしいです。
- ○小野参事兼建設技術振興課総括課長 説明について、今のところ 15 分程度を予定しておるのですけれども、それでよろしいでしょうか。
- ○及川幸子委員長 はい。
- ○小野参事兼建設技術振興課総括課長 それでは、説明をさせていただきます。

パワーポイントがありますし、あとお手元にカラー刷りの資料を配付しておりますので、 その両方で説明していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

県内建設業の現状と課題についてということで、流れにつきましては、本県における建設業の位置づけから課題への取り組みというふうな形で内容を整理しております。

次願います。これは、直近のデータを使っておりますけれども、一番最初に建設業の位置付けということで3点ほど入れておりますけれども、1つは平成15年度の岩手県県民経済計算、これ速報値なのですが、本県の建設業の生産額というのは、県内総生産の8%程度を占めております。

あとは、平成 16 年度の事業所・企業統計調査でいきますと、県内事業所における建設業の占める割合は約 10%です。あとは県内従事者における建設業従事者の占める割合というのが概ね 12%ということで、建設業は本県における基幹産業の1つであるというふうな形になっております。

次、詳細をちょっと図で説明したいと思いますが、県内総生産に占める建設業の割合ですが、これ平成14年度と平成15年度で比較していますが、平成14年度については占める割合が8.4%、平成15年度については8.0%ということで、平成14年度と平成15年度を比較すると、若干建設業の占める割合というものが下がってきている状況にあります。

次お願いします。次は、県内における建設業の事業所数の状況なのですが、平成13年度と平成16年度、こういうデータの比較しかないのですけれども、これでいきますと事業所数が全体においても、また建設業においても下がってきております。それで、全体に占める割合というのが平成13年度、左側なのですけれども、これが10.3%と、平成16年度については10.4%というふうな形になっています。これに引きかえ、下の方を見ていただきたいのですが、建設業の従事者数の状況ということなのですが、平成13年度に比べて平成16年度は、全体が一番右の下なのですが、5.7%の減少だという形になっているのですが、建設業においては13.7%、その上ですが。そういう形で、建設業の方の減少の状況の割合が大きいというふうな形になっておって、建設業の従事者の全体に占める割合が、平成13年度が13%に対して平成16年度が11.9%というふうな形になっております。

次お願いします。これは、建設業許可業者数の推移ということで、県内の業者数なのですが、これはちょっと補足で説明しますが、上に白い小さいのがあるのですが、これが大臣許可ということなのですが、要は知事許可、大臣許可の違いというのは、知事許可というのは、県内に本店があって、県内だけで営業している。大臣許可というのは、これは県内に本店があって、複数の県外に営業所を持っているところということで、基本は岩手県で営業活動をしているという状況なのですが、こういう状況でいきますと、平成10年度に5,000社を超えていますが、それ以降そんなに減ってはいないというふうな状況になっていまして、平成15年度に、これは若干の増加傾向で推移してきているような形になって、5,000を超えてしまっているという状況にあります。

次お願いします。今度は、これは建設業の許可業者とさっきの業者数の関係、これが折れ

線グラフで、棒グラフについては建設投資額という形になっていますが、これ一目瞭然なのですが、建設投資額というのは平成10年度、これが9,914億円、ここがピークになっておるのですが、平成12年度以降、投資額はだんだん下がってきているのに比べて、許可業者数が横ばいということで、バランスの崩壊が一層進んでいるというふうな状況になっているということです。

次お願いします。ここでは、これは県の請負資格者数の推移ということになっているのですが、平成 10 年度、これ左から 2 つ目なのですが、ここで 3,000 社を超えて、その次に 3,000 社をちょっと切っているのですが、こういうふうな状況の中で、これもそんなに変化はしていない。工事量が減ってきている割に、業者数が変わっていない。今年、たまたま平成 17 年度は 2,667 業者という実数なのですが、前年に比べて 1 割程度減っているというのは、格付を行っている土木とか建築というのは 5 業種があるのですが、それで技術者要件を上げたということによって、1 割程度が減ってきているのかなというふうに見ております。 次お願いします。これは、倒産状況ということを示していますが、下の棒グラフについて 左側が建設業で、右側が建設業以外のものというふうな形になっていますが、これは平成 14 年度はトータル 126 ですね、折れ線グラフの。そこをピークにしていますけれども、平成 15 年度、平成 16 年度と、少しずつ下がってきているのですけれども、建設業だけを見ていくと 40 という大台を超えているということで、依然として高い水準にあるというふうな状況です。

次お願いします。これは、県内の建設業の倒産件数と建設業許可の新規の申請の状況というふうな形のデータで、これについてはデータの基本が違うのですが、先ほど説明しましたように、建設業の倒産というのは大体 40 前後で推移しているのですが、実は建設業の許可申請の中に、新たに建設業を起こしたいという形で新規に申請する方々がいるのですけれども、こういう方々については大体 200 から 100 の中盤あたり、これでいきますと平成 16年度、これはちょっと下がっていますけれども、これでも 151 社程度が新たに建設業の許可を取りたいということで、こういったことが全体的に建設業者の数が減ってこない要因の1つなのかなというふうに考えております。

次お願いします。これは、県営建設工事の発注件数と発注金額の推移ということなのですが、金額が棒グラフで、発注件数が折れ線グラフというふうな形になっております。金額、件数とも見て分かるのですけれども、平成10年度をピークに下がってきているということで、平成16年度の発注金額をちょっと見てみますと690億円余なのですけれども、平成10年度に比較すると、約3分の1くらいまで落ち込んでいるというふうなデータが出てきております。

次お願いします。ここから公正取引委員会の排除勧告関係の1つのデータとしてまとめているものなのですが、左側が受注件数、右側が受注金額というふうな形になっています。これにつきましては、去る平成17年6月21日に公正取引委員会からなされた排除勧告、これに関連して、勧告を受けた企業の県営建設工事の受注状況とか、勧告がなされた場合の

県における想定される対応等についてということの1つのデータなのですが、これでいきますと、県が発注する建築一式工事の入札参加者91社、この方々は、前にも説明しておりますけれども、建築だけではなくて、ほかの業種の資格も取っておるということで、左側の薄い青と濃い青があるのですけれども、こういうふうな割合で、91社の方々というのは、建築以外に土木とか舗装、その他というふうな工事を取っています。右側の方は、金額でも同様に、建築以外に土木とか、その他の業種の工事の受注実績もありますというふうな形になっているものでございます。

次お願いします。これは、公正取引委員会における排除勧告後の流れということなのですが、左側については、これは排除勧告を応諾したときには、公正取引委員会において審判手続を受けずに排除勧告と勧告審決が行われますよという形が左側なのですが、これで勧告審決が確定したときには入札談合物件について、ペナルティーとして課徴金が課されることになりますよというふうなものが左側なのですが、右側ですけれども、勧告を応諾しない場合には、公正取引委員会において審判開始決定を行って、審判手続を経た後、違反事実の有無等についての審議をすると。左側が、その過程の中で同意審決を申し入れて、同意審決した場合と、頑張って審判審決までいく場合なのですけれども、一応、結果のところについては同じような形になります。

それで、一番下の紫にちょっと書いてあるのですけれども、公正取引委員会の審決に不服 がある場合にも審決取消の訴えを東京高等裁判所に提起することができますよというふう な形の流れになっているものであります。

これを受けて、県としてどういうふうな形でやっていくかというところなのですが、それは指名停止措置のところなのですけれども、これについては、県の指名停止等措置基準、これは総務室の方でやっておるのですけれども、県内において独占禁止法違反の行為があった場合等については12カ月の指名停止措置を行うことになりますということと、指名停止については加重措置等も定めておって、該当する違反行為等を繰り返しているなど極めて悪質な場合には、指名停止期間を最高2倍まで延長することができますというふうな形のものになっておるものでございます。

それともう一つ、次お願いします。これは、それ以外に建設業法上にも監督処分というものがございまして、こういったものにつきまして、建設業の許可業者が独占禁止法違反の行為があった場合には、監督処分基準において15日以上の、こっちは営業の停止処分というものがなされております。ということで、ただこれについては、先ほど大臣許可と知事許可という言い方をしましたけれども、許可権限がそれぞれ違いますので、大臣許可業者については国土交通大臣が、知事許可業者については知事が処分を行うという形になっておりまして、今回の91社につきましては大臣許可業者というのが15社、知事許可業者が76社、合計91なのですが、そういうふうな状況になっているというふうなことでございます。

次、これはまたちょっと違う話なのですけれども、建設工事と関連する建設関連業の入札 契約の関係のところなのですが、これは今あるデータにつきましては、県土整備部分しかデ ータとして取り寄せていないのですけれども、これについては画面の、県土整備部における 建設関連業務の発注状況のグラフを示しておりますけれども、左側のグラフが全体の発注 件数と発注金額。件数が折れ線グラフで、金額が棒グラフというふうな形になっていますが、 これも調査を開始している平成13年度から発注件数、金額ともに減少してきているという ふうな状況になっております。

また、右側の上下2つのグラフ、これは県内と県外別の発注件数と発注金額の推移なのですが、上が件数なのですけれども、件数については県内が概ね 70%台、それと金額では概ね 50%程度が県外だという数値で推移しているというふうな状況になっております。

建設関連業務につきましては、現在試行中という形でやっておりますけれども、その指名 基準等に基づいて、県内企業で受託可能と認められる業務については県内業者にというこ とで、このやり方、県内優先発注については今後とも続けていきたい。公平性、競争性を確 保しながらそういうふうなものを対応していきたいというふうな状況のものでございます。

次お願いします。これ建設関連業務の方で共同企業体というのもあり得るのではないかという話がいろいろ出てきているので、一応これについては単純に説明しているのですけれども、共同企業体方式については、建設工事の場合は、大規模で技術的難度の高い業務を対象とし、これまでもずっとやってきていますが、建設関連業務については、工事と同じような考え方をとっておりますので、技術的に難易度の高い業務について限定的にプロポーザル等で認められるものと考えておって、今のところは関連業ではJVというものは考えていない。それで、JVのやり方の中で、異業種の分の、業種の異なる企業による共同企業体ということも今いろいろ話題として出てきていますけれども、これについては工事でやっと国の方が調査に着手しているような状況で、これについては現時点で県が率先してやるというふうな考え方も今のところは持っていないというふうなところでございます。

次お願いします。最後の方の課題への取り組みということなのですが、ここには大まかな ところで、本県における県営建設工事の入札契約制度改善の取り組みというふうなものを 一応平成17年の7月のところまで持ってきております。

それで、青で書いてあるところが大体こういうふうな形のもので、大きな進め方をしているところなのですが、新聞報道等でも皆さんもう御存じだと思いますけれども、実はこの後に平成17年8月1日に入札制度改善等検討委員会というふうなものが開催されて、新たな入札契約制度の改善というものが出てきております。という形になって、これにつきましては、大きく4つほどございまして、1つは指名競争入札における透明制の向上ということで、9月1日から受注希望型の指名競争入札については今までの上限20社を30社にすると。それと通常の指名競争入札についても10社を20社にするということで競争性を高めると。これは総務部の方でやっているものでございますけれども、2つ目としては予定価格の事前公表。今まで試行でやってきたものを対象範囲を拡大してやっていきたいと。3つ目が電子入札の対象範囲の拡大。4つ目は低入札価格調査制度の見直しというようなものを平成17年8月1日の委員会の中で方針を決定したというふうな状況になっております。

次お願いします。先ほどからずっと建設業を取り巻く環境ということで、いろいろ説明してきておりましたけれども、厳しい状況がますます一層厳しくなってきているということで、構造改革の必要性があるということで、アクションプログラム等の改定も行いましたけれども、企業、建設業団体、県、それぞれの役割のもとに、赤書きでいろいろ書いていますけれども、こういったことについて対応していく必要があるものだというふうにやっているものでございます。

次お願いします。平成17年度にこうした課題への取り組みとして、県土整備部が行っている中身のものでございますが、これは建設業構造改革推進プロジェクトというふうなやり方にして、上に4つほど重点事業を入れておりますけれども、こういうふうな形のことを取り組んでいきますし、こういった厳しい状況に対応するために、更なる必要な制度等があるのであれば、これからもそういうことについては、その業界との地域懇談会等の場を通じながら対策を講じたいというふうに考えているものでございます。

非常にはしょった説明で申しわけないのですけれども、これで概要説明を終わらせてい ただきます。

○及川幸子委員長 ただいま説明をいただきました。ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 ありがとうございます。建設業界は非常に厳しいということでありますが、二、三点お聞きしておきたいなと思います。

1つは、公正取引委員会から排除勧告が来て、それで悪質な場合は 2 倍に期間を設定することができると。これについてでありますけれども、県内の業者はとりあえずやっていないということで明言したと。これがいろんな調査になって、これが嘘だったというか、限りなく黒だったということになると、こういう場合、こういうものは適用されるものなのかどうかというのが 1 点です。

あとダンピングというようなことを非常に、この業界では問題視しているわけですけれども、なぜこういう状況、談合せざるを得なかったかという状況の中で、こういうのが明記されていると。これに対応して、県がいろいろと工夫はされているのだと思うのですけれども、やはり理由の1つにそこがあるということになると、やはり私は県の、いわゆる発注者としての責務も若干出てくるのではないかということになるのですけれども、その点どう考えるのか教えていただきたいと思います。

あと電子入札についてでありますけれども、基本的に電子入札については推進されるべきであろうと思うのですが、神奈川とかの電子入札の中では、他県の入札する方が非常に多くなったという問題点も指摘されておるわけでありまして、県内業者が非常に厳しいときに電子入札を導入すると県外業者が参入する可能性が十二分にあると。その対策とか考え方はどういうふうにしているのかというような以上の3つをお聞きします。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 今の3点は総務部の所管なものですから、直接こちらの方ではっきりコメントすることができないのですけれども、今回のこういった不応

諾等関係、公正取引委員会の調査ということがあって、先日の議会の中でも総務部長の方で答えておりますけれども、当面そういった入札の公正性とか透明性を高めるやり方を進めていくということとあわせて、技術と経営に優れた建設業が対応できるような入札制度にしていくというふうなことも答えておりますので、ここの部分については、1つは今の不応諾で最終的に審決が下った場合には、悪質になるかどうかというふうな判断につきましては、今のところ、それだけでは、そういうふうな悪質に当たるものではないのかなという考え方を持っていますが、ちょっとこれについては、最終的には総務部の見解を確認しなければいけないというのが1つです。

2つ目の状況、発注者の責務ということもあって、3つ目の電子入札ということもあるのですが、今の入札のやり方で、入札条件というのはある程度きちんと決めて指名業者を選んでいるということもあるのですが、その中で、3番目の電子入札によって、県外業者がものすごく増えてくるという形にはならないのではないのかなと。入札の仕方を電子でやるという、ペーパーレスでやるという形のもので変わってくるだけなのかなというふうには考えております。

ちょっと答えにならなくて申しわけないのですが、以上です。

○田村正彦委員 では、何点かお尋ねしますが、指名停止関連に関して、この指名停止等措置基準というのがありますよね。指名停止措置基準というのは、法的には何を根拠に、条例なのか、何なのか。その根拠になる条例があったら教えていただきたいですし、この期間が12 カ月になっているのですが、国の場合にはどういう基準で何カ月の設定がなされているのでしょうか。岩手県は、多分これ12カ月にしたのが最近だというふうに記憶しているのですが、いつから12カ月になって、その前は何カ月だったのか、その点を確認したいと思います。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 指名停止の関係を総務部がやっている話なのですけれども、この指名停止措置というのは、そもそも請負資格とか、そういうふうなものについては各発注者が任意に定めることができるということがあるので、そういった条例とか何かに定めるものではなく、規則とか規程で定められるというふうな形になっていますので、各発注機関がそれぞれ定めることができるというふうな形になっておるものでございます。

ただ、今各発注機関がまちまちでやってしまうと、非常にばらばらな形になってきているので、公共工事契約業務連絡協議会というふうな組織があって、やはり国にしろ、県にしろ、市町村にしろ、入札とか基準の考え方というものは統一しなければいけないところは当然出てくるであろうというふうなところで、基本的なところは横並びできちんと対応しなければいけないのではないかというふうな流れが出てきているところでございます。

それと指名停止措置の関係につきましては、岩手県が12カ月になっているということなのですけれども、他県、これいろいろまちまちな状況になっているところがあって、国の指名停止等の措置基準では3カ月から12カ月というふうな形のところが、全体的にもいろい

ろあるのですが、これについても細かいデータというのはちょっと私の方で持ち合わせて いないので、これは後で資料をお持ちしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。 ○田村正彦委員 総務部所管なので云々という話が先ほどもあったのですけれども、もと もとはこれ県土整備部の所管ですよね。つい最近、総務に行っただけの話で、もともとのも のは県土整備部で当然理解しているし、そのいきさつについては十分承知しているのでは ないのかなというふうに理解をしているのですが、今お話があったように、各機関ばらばら では公平かということでの横並びの方向に進むのではないのかなというような話が今あっ たのですけれども、実は私は国の東北地方建設局ですか、そこの方々と懇談する機会がつい 最近ありまして、そのときに皮肉っぽく言われたのですけれども、岩手県さんは何とも厳し い基準でございますねと。そんな基準で果たしていいのですかというふうな皮肉を言われ たのですが、いずれ岩手県の基準そのものがちょっと厳し過ぎるのではないのかなという のはどこからも出ている、国の東北地方建設局の職員でさえそういうふうにおっしゃって いるという中で、さっき言ったように、これはあくまでも発注側の規則、規程で定めている のだというような話なので、これはやはり発注側、総務部は確かに発注、入札の担当だと思 いますけれども、実際の発注側は県土整備部だと思いますよ、工事の。そういったものを考 えると、やはり県土整備部としてのこういった基準のあり方というものに対して、やはり県 庁内部で大いに意見を言うべきではないのかなと。そうでなければ、今の12カ月という状 況をこのまま適用され、あるいはペナルティーなんかを適用されたら、確かに悪いことをし たという認識だとは思いますけれども、倒産が確実に予想されるという事態になるので、そ れが県の経済界にいろんな大きな影響を及ぼすということもあるので、ぜひ、私は発注者側 の県土整備部としての意思として、やはりそういった県庁内部での検討の機会には大いに 発言、提言していくべきではないのかなというふうに思っておりますし、私は常日頃、5、 6年前の決算特別委員会でしたか、予算特別委員会でしたか、そのときにもお話ししたので すけれども、ペナルティーというのは長く打撃を与えるペナルティーではなくて、ペナルテ ィーは短期間であって、そのペナルティーを繰り返すような人には常に厳しくと、そういう 姿勢が大事ではないのかなというふうに思うのです。 極端な話、2カ月なら 2カ月のペナル ティーにして、それを繰り返したら、常にそれを適用していく、厳しく適用していくと、そ ういったことが私は必要ではないのかなというふうに思っているのですが、その辺の見解 を、発注側としてどうお考えになっているのか。

あとこれもう一点なのですが、よく談合という言葉で落札率ですか、98%横並びというようなことが談合の根拠ではないのかなというふうな指摘もあるのですけれども、よく総務部入札担当なんかのお話を聞きますと、今の業界の皆さんは積算技術が非常に優れておって、したがって、ほとんどが98%横並びになるのですよと、これはしようがないことですよという説明を受けることがあるのです。

片やその一方で六十数%、70%台の落札業者も片やあるということであれば、非常に矛盾といいますか、果たして県の積算、発注者側の積算が、六十数パーセントで落札した場合に、

その積算の根拠というのは、その自信度といいますか、本当に根拠があるのかどうか。片や 積算技術がすごく優れていますから 98%で当たり前ですよという議論もあるし、片やその ぐらいの積算技術があるのに、68%ぐらいで落札している実態もあると。こういう低入札と いいますか、そういったものをこのまま放置してやっておっていいのか、県の積算の技術が 疑われるのではないのかなと。そういったことを私はちょっと考えるのですが、その辺につ いての発注者側としての御意見があったらお聞かせいただきたいと思います。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 こういった入札契約制度を総務部の方に移したから総務部が勝手にやっているという考え方は持っていなくて、それについては、先ほどもちょっと資料の説明の中にありましたけれども、入札制度改善等検討委員会というふうなものがあって、各部局長を構成員としてこういった改正事項についてはそれぞれの意見をお話しながらやっていっているのが実態でございます。

先ほどの岩手県は厳しいのではないかというお話がある中で、全体的な他県の状況等を見ていても、12 カ月というふうな形で固定してしまっているのが岩手県なのですけれども、ほかのところで、例えば 12 カ月から 24 カ月とか、6 カ月から 12 カ月とか、9 カ月から 18 カ月とかということで、全体的なバランスからいけば岩手県が一番きついという考え方ではないのではないかと。ただ、こういった事態が起きたときの原因というものがございまして、そういうふうなものが、大船渡事件等があったものですから、そういう中で、やはり県としてそういったことに対してきちんとした対応をとらなければいけないということがあって、その1つの手段として、そういった指名停止期間というものを変更して定めたというふうに感じているところでございます。

それと積算の根拠の関係なのですが、実は予定価格なり設計額の事前公表というふうな形のものを対応をとってから、入札は1回で大体決まってしまうというふうな状況の中で、いろいろ低入札、これ総務部の入札担当からちょっと話を聞いたこともあるのですが、結局低入札価格調査というのがあって、自分がとりたいというときに、ぎりぎりのところでも自分がとるというと、県の積算のパターンというのは、皆さん御存じなので、その中で自分がとれる範囲でいろいろ頑張りましたというふうな言い方をしているところが出てきています。そういうのが少しずつ年々増えてきているので、実は平成17年9月1日以降改正しますといった低入札価格調査制度の資格基準を見直したというのは、余りにもそういったものがひどいようなものについては、そういった基準の中でも失格させていこうというふうな流れになってきているというふうに聞いておるところでございます。以上です。

○菊池勲委員 部長さんに1つだけ聞きたいのだけれども、これずっと前から振興局の担当部長さん方に、私もここにお世話になってからもう15年になるのだけれども、その前からの話だから16、17年になると思うのだけれども、立派な道路をずっと南の方からどんどん北へ向かって、盛岡に向かって造っている道路なのだけれども、1カ所の地権者で、私もこの15年間で10回ぐらい行っているのです。お父さんがよければ、次の日、息子に打たれる。息子がよければ、次の日にお父さんにやられる。この繰り返しがずっと十何年間やって

きた。これここ1カ所ではこの道路はまだ完成しているわけではないのだけれども、この1 カ所がネックで、私が聞いた範囲だと、事業評価委員会にかけると点数が上がってこないと。 ですから、新規の採択は不可能というところで、ずっと私は 15 年間待ってきたのだけれど も、なぜなのだろうと。公共事業であるから、1回や2回の話では強制執行をかけるのは難 しいにしても、17 年間もかけて交渉して、あなたの部下がですよ、振興局でやっているの を見ていて、私もとれてきたから 15 年やったのだけれども、まだ完成していないのですよ な、まだ了解をもらっていないのだ。先ころなんて大方息子の了解をもらったからという情 報が入ったけれども、いまだ手もかけていない。それは何億かかる仕事ではないのだ、何千 万でできる仕事なのだ。それができると、また大きな橋を架けてもらわなければならないと ころがあるのだけれども、これ私の管轄のその1カ所だけだとするならばもちろんお願い したいところなのですが、恐らく県下には大勢あると思うのだ。地域住民は要望しているの だけれども、地権者の財産でありますから、当然それ無駄遣いは不可能だけれども、やっぱ り法律があるのだから、何でもかんでも二、三回交渉してだめならすぐ強制執行をかけると いう議論は、これは私は正しくないと思うのだけれども、17 年もかかっていてまだできな い格好であれば、私は、これ地権者には悪いのだけれども、申しわけないけれども、今まで こうした経過、お父さんがいいときは息子がだめ、息子がいいときはお父さんがだめだとい う議論をずっと繰り返したのだけれども、これを造ってもらわなければ、この道路がせっか くできてきたのに、効力を発しないのだから、悪いけれども執行させてもらいますという話 はできないものなのでしょうか。これでずっと参っているのです。地域住民もせっかく両側 にできていて、ここは距離的には 100 メートルないのです、70、80 メートルあるかな。測 ったことがないのだが、100メートル弱なのだ。金額にしたら何千万だと思う。100万単位 でなく 1,000 万単位だと思うのだけれども、そんなところがあるのです、私の選挙区の中 で。そうすると、県議会議員である私が役に立たないという議論になるのだな。やっと関根 さんとか若いのが出てきたから、必死になってこき出される段階になっているのだけれど もね。本当に踏ん張っているところなのです、同じ時期に入ったものだから。そんなことで、 この委員会に久しぶりに入れてもらったから、ぜひとも、これ入ったときに頼んで、あと任 期まで1、2年しかありませんので、勝負をかけたいと思っていたのだけれども、部長さん の見解をいただきたいと思います。

○橋本県土整備部長 ただいまお伺いしました 16、17 年ということですから、相当長期に わたって任意交渉を続けてきた結果、なかなか解決しないという実態があるのだと思いま す。

場所を特定私はできないのであれですけれども、いずれそういう箇所については、そういう法的な措置も視野に入れてやるべきだというふうに思っています。例えば 284 号の沢というところがありましたけれども、あそこは、やはり十数年かかりましたけれども、できる限り任意交渉というのもありますので、あとは振興局のこれまでの交渉経緯などで、すぐにというわけにいかない事情があるかもしれませんけれども、またそれにつきましては、振興

局と打ち合わせをさせていただきながら。

○菊池勲委員 その方の代替えの要望というのかな、私も改良区にも関係があるのですよ。 改良区の水路がその川と川の中に 100 メートルぐらいあるのだけれども、そこは素掘りの 水路になっていて、自分の土地がその山を通っているわけだから、本来であれば自分の土地 を通っている水路が、せいぜい 50 センチの幅のやつが 3 メートルぐらい広くなっているの だな。ですから、それを 3 面舗装してくれたらという条件になって、先般判こを押してくれ るというものだから、約 600 万円の予算をつくって待っておったらだめになった。それから もう 3 年になるのです。そういう状況も、我々は努力しながらやろうと思ったのだけれども、 だめ。

ですから、最後には県の判断で、強力な判断ではないのだけれども、ここは話し合いの中で、もうこれ以上待てないから何とかさせてくれという話でやる方法はないのかなと思って、私も予算増えてまたそれも投げてしまったのだけれどもね。だけれども、条件としては、それやってくれなければ地権者は、うんと言わないと思うので、もし県がそれで執行するとなれば、すぐに予算編成をしながらやってみたい、やりたいというふうに思っていましたので、できるだけひとつお願いしたいと思います。

- ○及川幸子委員長 菊池委員の悲痛な叫びの次の関根委員に申し上げますけれども、今日 の終了めどが大体 12 時ということで、委員会が続行しますので、よろしくどうぞ。
- ○関根敏伸委員 何点か。県内の、いわゆる関連業務の発注状況についての県土整備部あるいは全県的な認識というか、それについてちょっとお聞かせいただきます。

これは県土整備部だけの資料ということで、先ほど御提示いただきましたが、発注件数で 県内業者が約7割と、金額にして約5割。これは、ほぼ数字的には一貫してそういう割合な のかなというふうに見ておるのですが、これは県土整備部だけの資料だということですけ れども、この実態を、全国的な資料があるのかどうか、あるいは農林とかほかのものが入っ てくるとどう割合が変わっていくかわかりませんが、どのように思われているのか、微妙な 言い方ですけれども、県内業者の割合というのがおおむね妥当とお感じなのか、いや、もっ ともっと競争性高めて、県外業者であろうが、何であろうが、入れた方がいいというふうに お考えなのであろうか、この数字についての認識と全国的な比較等々がもしあるのであれ ば、実態についてちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

先ほど来、入札にも関連するのですが、どんどん入札制度が変わってきて、方向性としては競争性をもっと強くしようというふうな恐らく方向性なのだろうなというふうに、私は個人的に考えております。そうした場合に、この数字が、これから、今言っているのは、県の入札制度が変わる、あるいは国でも一般競争入札をどんどん金額の下限を下げていって、広げていくという動きがもう大分動いているようですけれども、恐らくこういう流れが来るだろうと思うのですが、今後これがこうなっていく場合に、これが18年だ、20年だとなったときに、県営工事も恐らく増えることはない。さらに、この数字の割合がどのようになるというふうにお考えなのか、それは結果だからしようがないというふうなお考えなのか、

いやいや、これはいろんな部門で商工も含めて、地域活性も含めて、全庁的な部分でこれを 県としてはどのようにあるべきかという姿で追っていこうと、そのように考えているのか、 いや、あくまでも競争性だ、透明性だということで、結果はどのようになろうが、県土整備 としては安く効率的なものを求められればいいのだと、そのように考えていらっしゃるの かどうか、大きな聞き方で申しわけないのですが、それをお聞かせいただきたいと思ってお ります。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 先ほどの建設関連業の発注率、県内の発注率の関 係なのですけれども、この前の委員会のときにもお話ししたと思うのですけれども、実は関 連業というのは測量と、建築と、土木と、地質と、補償というものがございまして、この5 つの中で、測量とか建築とか、そういう補償というふうなものについては、ほとんど県内業 者の方々でとられている。要は、土木コンサルと地質の部分でそういった県外業者が入って くる可能性が高い高度な業務というものがございまして、これについては農政関係、土木関 係を見ていきますと、どうしても土木の橋梁とか、トンネルとか、そういうふうなものとい うのは、やっぱり高度な業務という関係があって、それで県外業者の方に発注が流れている ということで、基本的に、今のところ、先ほどお話しました指名基準の中で、そういったコ ンサルとか、地質関係の高度な部分については、例えば技術者を5名以上というふうな、今 までの実態を踏まえて基準を作っておりまして、そこに入ってくる県内業者の方々の数が 極めて少ないということで、混合入札等で指名には入っているのだけれども、なかなか落札 できないというふうな部分はございまして、それでそういう部分の発注率というのは、県内 の受注率というのはかなり低いということで、トータルでいきますと、そういった分野が結 構、金額等も多いものですから、こういったような、件数 70、金額 50 みたいなトータルの 数字が出てきておると。これは農政関係の、うちの方でも土木と農政部は両方見ているので すけれども、農政部関係のやつは、ちょっと言い方おかしいのですけれども、高度な業務と いうのはそんなに多くないものですから、県内業者の受注率というのは土木よりも高いと いうふうな実態になっているところでございます。それと建設工事のこういった透明性、公 明性を重点的にした入札によってどう変わっていくかという話なのですけれども、競争性 が高まる、例えば通常指名で 10 から 20 になるとか、受注希望で 20 が 30 になるという、20 から 30 にしているのは、施行の期間を前倒ししたという形なのですけれども、要はそこの 部分については、基本的には県内業者で競争させるという形になっていますから、そういう ことによって、県内の業者の受注率が下がるということはないと思います。ただ、エリアが 広くなったりしますので、その地域の建設業の方々がとる率が少しずつ低くなる可能性は 出てくるのかなと。まだやっていないからわかりませんけれども、そういう想定はできると 思います。

それと、あとは今そういった入札の指名基準の関係について技術力とか、あとは地域貢献 度というものを反映させるような指名をしていこうということで、通常の指名入札とか、受 注希望型の入札指名の業者選定をするに当たって、そういった部門を個別の入札のときに 反映できないかということを今検討している最中ですので、そういったところについても、 これからは配慮した指名を考えていきたいというふうに考えております。

○関根敏伸委員 わかりました。いずれにいたしましても、入札制度だけの問題ではないと思います。これ本当に広い意味で建設、それから県営工事、県の経済の活性化とか、いろいろなものを総合的に考えていく必要性というものを県土整備部だけに言っていいのかどうかわかりませんが、私個人的には大いに考えていくべきだと思います。あるいは、業者に対してもこれからの県営工事の見通し、これから入札というのはこうなって、こうなっていきますよと、こういう可能性がありますよということはある程度示して、現実の数字と県で努力できる部分と示しながら、県の経済と、品質のいい工事と業者の共存というものをどう図れるかということを大きな視野で検討していく時期にも本当になってくるのではないのかなという感じをして考えているわけです。

先だって私は、菊池勲先生もいらっしゃいましたけれども、医療局の関係でございましたが、県立病院の建設工事、用地造成が始まるので、地元業者の優先発注をというふうなお願いに行って歩いてきたのですが、9万人の北上市民の中で、1カ月で約4万署名を集めたわけです。これは、今の地域の抱えている現状というのは、何としても地域も元気になってほしい、工事はもちろんきっちりしたもの、品質のいいものをよりいいもので、安いものでやってほしい、県内も元気になってほしいという、やっぱりものすごく大きな動きだと思うのです。ただ現状は、いろいろな、独占禁止法のことであるとか、WTOのことであるとか、どんどん、どんどん要望しても反映できる余地がほとんどないという中で、残念な雰囲気で返ってきてしまうのが現状であります。ただ、大きな法律は法律として、今言ったような、そういったような観点からも県土整備行政、建設業界に対しての指導、今後の将来の見通し等々、必要性というものを大きく考えていく時期にもあるのではないのかなと思うのですが、その辺の全庁的な動きとか、そういったものが果たしてあるのかないのか、今後こういったことに対して取り組める可能性が残されているのかどうか、国に対しての働きかけも含めて、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思いますけれども。

○橋本県土整備部長 かなり難しい質問で、答えられない部分もあると思いますけれども、いずれ県の予算は、委員の皆さんは御案内のとおり、また更に縮減していくという方向にありまして、当然公共事業につきましても、これから増加するということは見込めないという状態にあると認識しています。基本的には、毎回のように申し上げていますように、県内の企業でできることは県内で発注するということをスタンスとして持っていますので、これからもそのようにしていきたいと思っております。ただ、現在たくさんある業者さんに仕事が回っていく可能性が高くなるような、夢のあるようなお話は現段階ではできない。ただ社会資本ストックのメンテナンスに相当力を入れていかなければならない時代が早晩やってくるということで、そういうことになりますと、やっぱり現地の業者さんたちの方にお願いする部分も増えてくるのかなという気はしておるところであります。入札制度を変えたからといって、すべてがよくなるわけではないというのはございますけれども、今般このよう

な事件等も起きていることもありまして、県民に対しては私たちができることは、やはり透明性を高めていくことも大きなテーマだというふうに思っていましたが、その透明性を高めながら、地域の皆さんにぜひ活躍できる場を提供したいと思っています。また御指導を賜りながら、私たち、できるだけのことをやっていきたいと思います。ちょっと答弁にならないかもしれませんけれども、御了解賜ります。

- ○及川幸子委員長 よろしいですか。
- ○関根敏伸委員 はい、わかりました。
- ○及川幸子委員長 それでは、関根委員の質疑をもって質疑を終結いたします。
- これをもって、調査を終了いたします。

なお、現在開会されている議会は臨時議会でありますので、会期中の本会議においては、 昨日付託された議案等以外は議題に供することができません。つきましては、先ほど審査い ただきました議案については、本日の本会議において委員長報告いたしますが、ただいまの 調査案件については、通常の閉会中の委員会で調査を行った場合と同様、次期定例会におい て報告することとなりますので、あらかじめ御了承願います。

本日の審査及び調査を終わります。御苦労さまでございます。県土整備部の皆さんは退席 されて結構です。ありがとうございます。

次に、8月30日に予定しております県内調査についてお諮りいたします。

お手元に配付しております委員会調査計画(案)により実施したいと思いますが、これに 御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。なお、詳細については、当職に御一任願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。